

## 令和5年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年2月21日（火）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時39分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 欠席委員 委 員 後 藤 彰
- 6 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美  
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇  
学 務 課 長 近 藤 直  
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典  
統 括 指 導 主 事 三 田 大 樹  
指 導 主 事 長 峯 貴 弘  
指 導 主 事 田 邨 佳 宏  
教 育 支 援 課 長 田 中 彰  
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一  
公 民 館 長 福 所 良 幸  
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 7 事 務 局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 8 傍 聴 人 0人

令和5年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 令和5年2月21日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第5号 西東京市教育委員会の指導主事の人事について
- 第 3 議案第6号 令和5年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申に  
ついての専決処分について
- 第 4 議案第7号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 5 報告事項 西東京市学校選択制度に関する検討懇談会報告書
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和5年第2回定例会  
(2月21日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和5年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は今井委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は今井委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第2 議案第5号 西東京市教育委員会の指導主事の人事について及び日程第3 議案第6号 令和5年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第6 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第7号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 議案第7号 西東京市教育委員会表彰について、説明申し上げます。

西東京市教育委員会表彰は、西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するものでございます。本議案は、公の競技会、コンクール等で優秀な成績をおさめ、他の模範となる行為のあった児童・生徒の皆さん及び学校教育に貢献された方、計31名に対する表彰について提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、A3の資料を御覧ください。それぞれの方の被表彰候補者の表彰理由の詳細をまとめております。

1番から20番の方は、西東京市教育委員会表彰規則第2条に該当する市立学校に在籍する児童及び生徒を対象としたもので、公の競技会、またはコンクール等に参加し、優秀な成績をおさめた方々でございます。推薦理由については資料に記載のとおりでございます。

続きまして、A3の2枚目になりますけれども、2ページ目でございます。

21番から31番の方々でございます。こちらの方々は、西東京市教育委員会表彰規則第4条に該当する市立学校に勤務する教職員の方々及び教育委員会が委嘱する非常勤職員の特別職の方々に特に功績のあった皆様でございます。21番の方につきましては、西東京市立学校の校長を務められ、本市の教育の発展、充実のために御尽力をいただきました。22番から30番の方々につきましては、学校医もしくは学校薬剤師として務められ、本市の児童・生徒の健

健康管理に大きく貢献されました。

最後のページで、31番の方につきましては、現在も西東京市立学校の栄養教諭として務められ、学校給食分野において大変御尽力をいただいているところでございます。

以上31名の方々につきまして、教育委員会表彰の対象者とするものでございます。

なお、近年、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして実施を見合わせておりました表彰式につきましては、感染症対策を講じた上で本年度は開催させていただく予定としているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 19番の方のキャンパスアートアワード2022はどういったものか、ちょっと教えていただけますか。

○掛谷教育企画課長 19番の方でございます。こちらはノート等を販売している会社・新聞社が主催する中学生、高校生のコンクールでございまして、こちらの中で2,000件を超える応募の中から選出されたという内容のものになっております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 それは作文とか絵画とか、そういったものでいくと……。

○掛谷教育企画課長 こちらは絵画ということで、今回応募されているということでございます。

○米森教育長職務代理者 絵画。わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第7号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第5 報告事項に入ります。

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会報告書、説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 それでは、私から、西東京市学校選択制度に関する検討懇談会報告書、につきまして報告させていただきます。

本懇談会は、令和3年7月から令和4年12月まで8回にわたり開催されてございます。このたび検討懇談会から報告書の提出がありましたので、その内容につきまして報告させていただきます。

恐れ入ります。お配りしました資料、本編の検討懇談会報告書。

まずは19ページをお開きいただけますでしょうか。まずこちらは用語解説となっております。まして、まずは就学校の指定に関する諸制度につきまして簡単に説明をさせていただきます。

一番上、就学校の指定についてでございますが、市教育委員会は市内に小学校または中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定することが学校教育法施行令第

5条において規定されてございます。

次に、下から二つ目、就学校の変更の項目を御覧ください。教育委員会から指定された就学校が、保護者の御意向やお子さんの状況に合わない場合には、保護者申し立てにより、教育委員会が相当と認める場合には、市内の他の学校に変更することができることとなっており、指定校変更制度と呼ばれてございます。こちらは学校教育法施行令第8条で規定された手続となっております。

学校選択制度は就学校を変更するという点では指定校変更と類似した制度となりますが、教育委員会が就学校を指定する前にあらかじめ保護者の意見を聴取した上で就学校を指定するもので、学校選択制度を導入するかしないかは教育委員会の判断によるものとなっております。また、学校選択制度にはさまざまな手法があり、代表的なものはこのページの真ん中、四角囲みで記載された5種類が主なものとなっております。

なお、西東京市では、小学校、中学校ともに自由選択制を採用して制度を開始したところでございますが、現状で受け入れ枠を設定できていない学校も出てきていることから、実態としましては特認校制に近い制度となっております。

恐れ入ります。本編の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

本市における学校選択制度の導入の経緯などがまとめられてございます。こちら導入の大きな要因の一つとしましては、本市は合併時において通学区域の見直しを行わず、市境につきましては弾力的な運用に努めるとしたことが挙げられます。

下の部分、2、学校選択制度の導入時の意義の部分でございますが、西東京市で導入した学校選択制度の意義、また導入の効果としましては、(1)から(6)にあるとおりでございます。

こちらは2ページを御覧いただきたいと思えます。

実際に制度を利用した保護者に対するアンケート調査の結果でございます。こちらでは小中学校ともに学校の近さや通学のしやすさ、また、子どもの友人関係といったところが1位、2位を占め、中学校においては3位に部活動が選択の理由として加わるといった状況にございます。

恐れ入ります。3ページ、4ページをお願いいたします。

こちら3ページでは、学校規模の現状について、各学校の児童・生徒数につきまして、学級数ごとにまとめたものとなっております。こちらはもともとの学校規模の違いもございませけれども、大規模な住宅開発等によりまして、学齢児童の推計や学校選択制度の受け入れ枠等への影響が生じてきてございます。

4ページにつきましては、学校選択制度に関する国や他自治体の状況等がまとめられてございます。

恐れ入ります。5ページをお願いいたします。

こちらは都内の学校選択制度の導入状況がまとめられてございます。多摩地域におきましては、学校選択制度を導入している自治体が小学校で6市、中学校で10市となっております。また、備考欄を御覧いただければと思えますが、近年では制度を廃止、また縮小する自治体等も出てきてございます。

次のページをお願いいたします。

ここからが懇談会の本題とはなりますが、6ページでは、検討の背景というところで、学校間の規模の格差や入学者の見込みが困難といった課題、こちらは西東京市における学校選択制度の現状と課題がまとめられています。

次のページ、7ページから9ページにかけては懇談会での意見交換を円滑に行うため、事前に情報共有をさせていただいた資料やデータについて整理したものとなっております。教育計画における基本方針や35人学級編制への移行、また本市における指定校変更の承認基準、また各小学校から進学する中学校の一覧などについて、事前に委員の方と情報共有を行ったところでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページからは、令和3年11月に実施しました学校選択制度に関するアンケート結果を踏まえつつ、課題とされた項目ごとに懇談会において議論した内容がまとめられています。

16ページには、課題の検証を踏まえた今後の方策として、この内容を整理してございます。保護者、生徒・児童、また市民を対象としたアンケート結果では、学校選択制度の今後とし、運用方法の変更を含め、学校選択制度を継続すべきとの回答が約8割を占める一方で、課題と思うものがあると回答した方も約8割と高い結果が出てございます。

懇談会の報告書では今後の方策といたしまして、受け入れ枠の設定や通学路の安全対策などに引き続き取り組むとともに、短期的には事務手続及び実施時期の見直しなど、極力学校運営に影響が出ないような工夫が、また、中長期的には将来的な通学区域の変更と学校選択制度の抜本の見直しに取り組むべきとの御意見をいただいております。

通学距離や通学時の安全性などを理由とした学校選択につきましては、通学区域を見直すことで申請件数が減少することも見込まれますので、事務局といたしましてもいただいた御意見を踏まえ、申し立て時期の見直しや事務手続の改善に努めるとともに、学区域の見直しと合わせた学校選択制度の抜本の見直しについて引き続き検討してまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 山田委員 今最後におっしゃった引き続き検討していくことは、懇談会というのが継続することですか。これは中間報告みたいな扱いになるということですか。
- 近藤学務課長 懇談会の目的としましては、課題の検証といったところに主眼を置いてございまして、懇談会としましては、こちらの今回の報告書で完結ということで認識してございます。この後、教育委員会において適正規模・適正配置等の検討を行う中で、引き続き抜本の見直しについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。
- 山田委員 わかりました。
- 米森教育長職務代理者 学校選択制度という制度自体の趣旨はよくわかりますけれども、自由選択ということで、あまり広範に出てくると困ると思うので、その辺自由にあんまりできても、またそれは選択の意味がないとか難しい課題だと思うんですが、今の運用の中で許容範囲といいますか、そういう数量的な目標というか、そういうものはあるんですか。これぐ

らいに抑えたいとか。

- 近藤学務課長 具体的な数字、また人数でといったところは想定はしてございませんけれども、やはり学校運営上に影響が出ないようにというふうには考えてございますので、学校選択の希望者を受け入れるために教室を増設するであるとか、そういったところまでは想定していないところでございます。現在の申し立ての理由としましては、通学路の安全性とか子どもの友人関係といったところがありますので、一定程度通学区域を見直すことで解消できるものがあるというふうには認識してございます。
- 米森教育長職務代理者 やむを得ない理由を見ながら、キャパシティーを見てうまく運用していかないといけないということでやられているわけですね。
- 近藤学務課長 そのとおりです。
- 米森教育長職務代理者 わかりました。
- 服部委員 具体的に、今日ここでも数字、部活動というのも上位にあったんですけども、現実には友人の子どもがもう昔ですけども、青嵐中に陸上競技部がなくて、明保中にあるということでそちらを選択されてそちらに行ったことがありまして、そのときに思ったのですが、自転車はもちろん使えませんので、そういうこと。このクラブに入りたいとか、もっと言えばこの学校が強いとか、そういったことで選択される場合、今はすごく変動期で指導者もどうなるかという部分でもありますよね。そういったことの説明も受けた上で、だからそういう保護者からの申し立てがあったときに、そういった説明はどこが、学校が、教育委員会として対応されるのですか。
- 近藤学務課長 学校選択制度を実施するに当たっては、申し立て時期に合わせて各学校のほうで学校説明会が開催されてございます。部活動の紹介や教育活動の目標などを御説明する機会がございますので、そういった中で、部活動に関しては年度がかわって新年度に入ってその部活があるかどうかは保証できるものではないといったところは、各学校で御説明いただいているものと考えてございます。そういったことがあるということを確認した上で申し立ていただいているような制度になってございます。  
以上です。
- 服部委員 ありがとうございます。
- 山田委員 2ページに利用者数の推移がグラフ化されているんですけども、令和3年度に61人に激減しているのは、これは希望者が減ったのか、それとも実際に受け入れのキャパがなくてこれしか受け入れられなかったのか、それはどちらになりますか。
- 近藤学務課長 令和2年から令和3年についての数値の移動につきましては、両方の要因があるかと思っております。まず一つは、令和2年度にひばりが丘中学校が新しい学校になったといったところがございます、一定程度希望者数が増える、または移動後のひばりが丘中学校そのものの位置が変わったものですから、ほかの学校へ希望する方が増えたといったのが令和2年度の状況かと思っております。また、令和3年度はそういったところもあって人気校といったところもありますので、受け入れ枠が縮小されたといったところでの申し立て件数の減少につながっているものと考えております。
- 山田委員 そうすると、受け入れ枠は減少したけれども、一定数ほぼ毎年同じぐらい、令和

2年度は希望者数が増えたかもわからないんですけども、ある一定、やっぱり希望者は常にいるということよろしいですか。

○近藤学務課長 はい、そのように考えてございます。要因としては、西東京市特有の学区域の、ちょっと近接した学校があったりとか、学区域がまだちょっといびつな形をしているといったところが要因と考えています。

○山田委員 ありがとうございます。

○今井委員 質問ではないんですけども、平成30年度に、田無第四中学校と柳沢中学校の生徒数の変動への対応に関する地域協議会に委員として参加させてもらったんですが、そのときに通学区域についてもですけども、学校選択制も含めて、ピンポイントじゃなくて市全体で検討が必要なんじゃないかみたいな話をしていたなというのを思い出しました。

報告書にも書いてあることなんですけれども、子どもたちが安心安全に通えて学校生活を送れるように見直すということはもちろん大事だと思うのと、あとは同じ市内でも地域の事情というのはかなり違うなというふうに私も感じているので、いろいろな声を拾いながら今後も丁寧に進めていっていただけたらなと思いました。

以上です。

○近藤学務課長 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

---

○木村教育長 日程第6 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○山田委員 今朝の新聞だったかな、文科省から通達みたいなのが出て、いじめ等が顕出されたときには警察に相談すると、速やかに相談するんだったかな。何かそんなような通達みたいなのが出たというふうに書いてあって、いわゆる社説みたいな欄だったので、慎重に教育委員会等で、どういう事例については警察に相談するか、その辺を事前に検討しておくべきだみたいなオピニオンが書いてあったんですけども、本市ではその辺についてどういうふうにしていかれるのか。ちょっとお聞かせいただければ。

○山縣教育指導課長 マスコミ等で文科省のスタンスといいますか、認識しているところです。ただ、これまでも西東京市はいじめの防止の法律に基づいて、学校だけで抱えることなく教育委員会と子ども家庭支援センター等々の関係機関と連携をしながら、これは警察も含むであります。そういった連携をしてきたという経緯がございますので、そのあたりについては一層、やっぱり連携を強固にしていくと。また、それぞれまた都教委のほうからさまざまな事例について通知が来ると思われます。その中でまた新たに取り組んでいかなければならないこと等があるかと思っておりますので、これにつきましてはまた教育委員会の事務局や校長会と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○木村教育長 日程第2 議案第5号 西東京市教育委員会の指導主事の人事について及び日程第3 議案第6号 令和5年度西東京市公立学校の校長及び副校長の人事の内申についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 2 時 26 分 休 憩

午後 2 時 39 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開します。

以上をもちまして令和5年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 39 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員